

学校法人鎮西学院運営協議会規程

(趣旨)

第1条 学校法人鎮西学院(以下「学院」という。)の業務の円滑な運営を図るため、学院経営の重要事項に関する経営方針に教職員の意見を反映することを目的として、理事会に学院運営協議会をおく。

(構成)

第2条 学院運営協議会は、以下の構成員により構成される。

- (1) 理事長
- (2) 寄附行為第8条第1項第1号ないし5号の理事
- (3) 高等学校事務長及び大学事務局長
- (4) 総務課長
- (5) 経理課長
- (6) 寄附行為第32条第1項第1号ないし第4号の評議員
- (7) 理事長が指名する大学、高等学校、認定こども園の教職員

(意見聴取)

第3条 理事長は、次の各号に定める事項について、学院運営協議会で意見を聴取する。

- (1) 理事会及び評議員会に提案する議題に関する事項
- (2) 予算執行における重要事項
- (3) 学院の事業計画に関する事項
- (4) その他学院及び学院が設置する学校の管理運営に関する事項並びにあらかじめ理事会が委任した事項

(招集)

第4条 学院運営協議会は、理事長又は代表業務執行理事が招集する。

(開催)

第5条 学院運営協議会は、原則として理事会の開催に合わせ、年4回定例会議を開催するものとする。ただし、必要ある場合は臨時に開催することができる。

(会議)

第6条 学院運営協議会の会議の運営及び議事録の作成は、この規程に定めるもののほか、理事会の例による。

(職員の出席)

第7条 理事長は、必要に応じ学院運営協議会に関係職員を出席させ、議案又は関連資料を説明させることができる。

(報告)

第8条 理事長又は代表業務執行理事は、学院運営協議会において意見聴取した事項について、理事会に報告しなければならない。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会が行う。

付則

この規程は、2015(平成27)年9月25日から施行する。

この規程は、2017(平成29)年12月22日から施行する。

この規程は、2018(平成30)年5月28日より施行する。

この規程は、2023(令和5)年7月1日より施行する。

この規程は、2025(令和7)年4月1日より施行する。